

2019年度の国民年金保険料月額 16,410円です。

- ★4月から2020年3月までの国民年金保険料の月額は、前年度より70円引き上げられ16,410円になります。
- ★2019年度の納付書は、日本年金機構から4月上旬に送付されます。金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納付してください。口座振替やクレジットカードでも納付できます。
- ★口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することで、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6カ月前納・1年前納・2年前納もあり大変お得です。

▼2019年度の前納額

支払方法	6カ月前納 【上期】4月～9月分 【下期】10月～2020年3月分		1年前納 (4月～2020年3月分)		2年前納 (2019・2020年度)	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月現金で納付	98,460円	—	196,920円	—	395,400円	—
現金で前納	97,660円	800円	193,420円	3,500円	380,880円	14,520円
口座振替で前納	97,340円	1,120円	192,790円	4,130円	379,640円	15,760円

※2020年度の保険料額は16,540円です。

平成31年4月から 産前産後期間は国民年金 保険料が免除されます

免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間となります。※出産とは妊娠85日（4カ月）以上の分娩をいい、死産、流産、早産、人工妊娠中絶した人を含みます。

対象者

「国民年金第1号被保険者」で出産日が2月1日以降の人

届け出時期

出産予定日の6カ月前から届出可能ですので、速やかに届け出てください

産前産後期間の取り扱い

産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付し

たものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

届け出先

健康推進課および各支所市民生活課 ※届出ができるのは4月からです。

添付書類

出産前に届け出をする場合
母子健康手帳など出産予定日が分かるもの

出産後に届け出をする場合

被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日および親子関係が分かるもの

施行日

4月1日(月)
◎熊本西年金事務所国民年金課

☎096(353)0142

※自動音声案内

「2を押して2」

